

**Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業
補助金交付要綱**

令和 7 年 4 月

新潟県土木部

Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の企業が開発した土木・建築分野の特に優れた技術である「Made in 新潟 プラチナ技術」(以下「プラチナ技術」という。)について、当該技術を開発した企業(以下「申請者」という。)が、全国で当該プラチナ技術活用の定着を図ることを目的として行う別表に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2条 この補助金は、別表の基準により交付するものとする。

(対象者)

第3条 この補助金の補助対象者は、プラチナ技術に認定された技術の申請者とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 経費の配分の変更(第9条第1号に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更(第9条第2号に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第18条第2項に規定する耐用年数内にあるものについては、財産管理台帳及び関係書類を整備管理しなければならないこと。

(交付申請書)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式の申請書を、知事が別に定める日までに提出すること。

交付決定額の変更を申請しようとする場合は、別記第2号様式によるものとする。

- 2 前項の補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱)

第6条 知事は、前条第2項により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、申請書の提出があったときは、補助金交付の可否及び補助金の額を決定の上、申請者に通知する。

(変更の承認申請)

第8条 申請者は、第4条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出すること。

(軽微な変更の範囲)

第9条 第4条第1号に規定する経費の配分に係る軽微な変更は、別表で定める補助対象経費区分相互間のいずれか低い額の20パーセント以内の配分の変更とする。

- 2 第4条第2号に規定する補助事業の内容に係る軽微な変更は、Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓事業計画書（別記第1号様式）の補助対象経費以外の記載内容に変更がなく、かつ、別表に定める事業区分ごとの補助対象経費の20パーセント以内の変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認)

第10条 申請者は、第4条第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出すること。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第 11 条 申請者は、第 4 条第 4 号の規定により知事の指示を求める場合には、速やかに別記第 5 号様式を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第 12 条 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。

(状況報告)

第 13 条 申請者は、知事から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、別記第 6 号様式による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記第 7 号様式のとおりとし、補助事業が完了したとき又は第 4 条第 2 号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から 20 日を経過した日又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(調査への協力)

第 15 条 申請者は、前条の報告とは別に、知事から補助事業で得た成果等の報告を求められたときは、別途指定する様式を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払い)

第 16 条 知事は、必要と認めるときは、補助金を概算払いで交付するものとする。

2 補助金の概算払いを受けようとする者は、別記第 8 号様式を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記 9 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(取得財産の処分の制限)

第 18 条 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、この補助金により

取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が1件 50 万円以上のものとする。

- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間とする。
- 3 規則第 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 10 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する
- 2 平成 26 年 6 月 24 日に一部改正、平成 26 年 6 月 24 日施行
- 3 平成 29 年 3 月 1 日に一部改正、平成 29 年 4 月 1 日施行
- 4 令和 2 年 3 月 1 日に一部改正、令和 2 年 4 月 1 日施行
- 5 令和 7 年 3 月 31 日に一部改正、令和 7 年 4 月 1 日施行

別表

補助対象経費区分	補助対象となる内容	補助率
広告費等助成	・新潟県外の地域で販売又は配布される出版物、チラシ等への広告掲載費 ただし、新潟県内での販売、配布に係る費用を除く ・他県での見本市等への出展に必要な出展料、設営費、通信運搬費、展示・配布物品費、旅費、デジタルコンテンツ制作費 ただし、旅費の補助対象は各見本市等で2名を限度とする	補助対象経費の1／2以内
県外デモ施工費等助成	・県外でのデモ施工に必要な資機材の運搬費、原材料費、施工費、借地料、宿泊費を含む旅費、交通費 ただし、デモ施工に係る費用を第3者の負担において実施する範囲を除く ・デモ施工を見学会として実施する場合の見学者用バス借料	補助対象経費の1／2以内
県外販売契約促進費等助成	・県外の営業所と技術の使用又は販売に関する契約を締結するに当たり、経営コンサルタント、弁護士等に委託する費用 ただし、当該契約が締結に至らない場合又は当該契約が既契約の更新の場合は、補助対象外とする	補助対象経費の1／2以内

※ 補助金の額は、1申請者当たり合計100万円以内とする。(ただし予算の範囲内)

※ 補助対象となる経費は、交付決定(通知)日以降から当年度末日までに支払手続が行われた経費に限るものとする。

別記第1号様式

令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所

申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

令和 年度 Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行いたいので「Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金交付要綱」第5条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象経費及び補助金交付申請額

(1) 補助対象経費 円

(2) 補助金交付申請額 円

（補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額）

2 補助事業の内容及び補助対象経費の区分

別紙1 補助事業計画書のとおり

3 補助事業完了予定年月日 令和 年 月 日

4 担当者

氏 名：〇〇〇

連絡先 TEL： FAX：

E-mail：

別紙 1

Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓事業計画書

申請者名：

技 術 名：

1 事業概要

(1) 背景・必要性

(2) 事業の具体的内容（実施予定場所を含める）

(3) 期待される成果及び目標（売上・会員企業数・販路等）

2 事業実施方法等

(1) 実施体制

(2) 事業実施スケジュール（補助対象経費の内容毎に月単位で記載）

(3) 協力組織又は委託組織の相手先概要、協力内容

(4) 成果のフォローアップ方法

3 次年度以降の事業計画

4 事業費等

(単位：円)

補助対象経費区分	補助対象経費の内容	補助対象 事業費(A)	補助率	補助対象経費 (A×補助率)	補助金交付 申請額
広告費等助成			1/2 以内		
県外デモ施工費等 助成			1/2 以内		
県外販売契約促進 費等助成			1/2 以内		
合 計					

※1) 補助対象経費の内訳表を添付すること。

※2) 内訳表には、施工費、旅費交通費、印刷製本費等を補助対象経費区分毎に具体的に記入すること。

別記第2号様式

令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所

申請者氏名（名称及び代表者氏名）

令和 年度 Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け技第 号にて交付決定を受けた標記補助金について下記のとおり変更交付を受けたいので、「Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金交付要綱」第5条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助対象経費及び補助金交付申請額

（変更前）

（変更後）

- | | | |
|---------------------------------------|---|---|
| （1）補助対象経費 | 円 | 円 |
| （2）補助金交付申請額 | 円 | 円 |
| （補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額） | | |
| （3）交付決定額 | 円 | |

※ 別記第1号様式別紙1 4 事業費等の表を修正して添付すること

4 担当者

氏 名：〇〇〇

連絡先 TEL： FAX：

E-mail：

別記第3号様式

令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所

申請者氏名（名称及び代表者氏名）

令和 年度 Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業の

内 容
経費区分

 変更承認申請書

令和 年 月 日付け技第 号にて補助金の交付決定通知のあった標記事業を下記のとおり変更したいので、「Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金交付要綱」第8条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 経費の区分

※ 別記第1号様式別紙1 4 事業費等の表を修正して添付すること

4 担当者

氏 名：○○○

連絡先 TEL： FAX：

E-mail：

別記第4号様式

令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所

申請者氏名（名称及び代表者氏名）

令和 年度 Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け技第 号にて補助金の交付決定通知のあった標記事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、「Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金交付要綱」第10条の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）
- 3 担当者

氏 名：○○○

連絡先 TEL： FAX：

E-mail：

別記第 5 号様式

令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所

申請者氏名（名称及び代表者氏名）

令和 年度 Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金に係る
補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け技第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業について、
下記のとおり事故があったので、「Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金交付要
綱」第 11 条の規定により報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

2 補助事業に要した経費

3 事故の内容及び原因

4 事故に対する措置

5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）事故の理由を立証する書類を添付すること。

6 担当者

氏 名：○○○

連絡先 TEL： FAX：

E-mail：

別記第 6 号様式

令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者氏名）

令和 年度 Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金に係る
補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け技第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業の遂行状況について、「Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金交付要綱」第 13 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 遂行状況（令和 年 月 日現在） (単位：円)

補助対象経費区分	補助対象経費の内容	開始・完了 年月日	補助金交付 決定額	執行額	
				補助対象事業 実支出額(A)	補助対象経費 (A×補助率)
広告費等助成 (補助率 1/2 以内)		R〇.〇.〇 ~R〇.〇.〇			
県外デモ施工費等 助成 (補助率 1/2 以内)		R〇.〇.〇 ~R〇.〇.〇			
県外販売契約促進 費等助成 (補助率 1/2 以内)		R〇.〇.〇 ~R〇.〇.〇			
合 計					

※ 別紙で具体的な遂行状況について記載し、併せて提出すること。(様式は任意)

3 担当者

氏 名：〇〇〇

連絡先 TEL： FAX：

E-mail：

別記第7号様式

令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所

申請者氏名（名称及び代表者氏名）

令和 年度 Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け技第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業が完了したので「Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金交付要綱」第14条の規定により下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金額 金 円

（補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額）

2 事業実績

別紙1「Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業実績報告書」のとおり

3 補助事業完了年月日 令和 年 月 日

4 担当者

氏 名：○○○

連絡先 TEL： FAX：

E-mail：

別紙 1

Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業実績報告書

申請者名：

技 術 名：

1 実績報告

(1) 実施体制

(2) 実施期間

(3) 事業内容

① 事業の具体的内容

② 協力組織又は委託組織の相手先概要と協力内容

(※ 事業内容について別途報告書等があれば添付引用してよい)

(4) 成果

(※ 補助事業によって得た実績・売上の増減、販路拡大状況等について記載すること)

(5) 次年度以降の取組計画

2 事業費等

(単位：円)

補助対象経費 区分	補助対象経費の内容	補助金交付 決定額	補助対象事 業実支出額 (A)	補助率	補助対象経 費(A×補 助率)	補助金交付 申請額
広告費等助成				1/2 以内		
県外デモ施工 費等助成				1/2 以内		
県外販売契約 促進費等助成				1/2 以内		
合 計						

※ 1) 補助対象事業実支出額と補助対象経費を対応させた内訳表を添付すること。

※ 2) 内訳表には、施工費、旅費交通費、印刷製本費等を補助対象経費区分毎に具体的に記入すること。

別記第 8 号様式

令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者氏名）

令和 年度 Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金概算払い請求書

令和 年 月 日付け技第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業が完了したので「Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金交付要綱」第 16 条の規定により下記のとおり概算払いを請求します。

記

1 補助金概算払請求額	金	円
（内訳）補助金交付決定額	金	円
今回概算払い請求額	金	円
残 額	金	円

- ※ 1） 補助対象事業費と補助対象経費を対応させた、今回請求額の算定根拠を示す内訳表を添付すること。
※ 2） 内訳表には、施工費、旅費交通費、印刷製本費等を補助対象経費区分毎に具体的に記入すること。

2 担当者

氏 名：○○○
連絡先 TEL： FAX：
E-mail：

別記第 9 号様式

令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所

申請者氏名（名称及び代表者氏名）

令和 年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

「Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金交付要綱」第 17 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が補助金の額の確定通知書により通知した額）

円

- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（A）

円

- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（B）

円

- 4 補助金返還相当額（B－A）

円

- 5 担当者

氏 名：○○○

連絡先 TEL： FAX：

E-mail：

注 1） 別紙として積算の内訳を添付すること。

注 2） 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

別記第 10 号様式

令和 年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所

申請者氏名（名称及び代表者氏名）

令和 年度 Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金に係る
補助事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け技第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、「Made in 新潟 プラチナ技術 販路開拓支援事業補助金交付要綱」第 18 条第 3 項の規定により承認を申請します。

記

1 取得財産の品目及び取得年月日

2 取得価格及び時価

3 処分の方法

4 処分の理由

5 担当者

氏 名：○○○

連絡先 TEL： FAX：

E-mail：